

「専利審査指南」の改正に関する国家知識産権局の決定(2017) (第 74 号)

国家知識産権局令

(第 74 号)

『「専利審査指南」の改正に関する国家知識産権局の決定』は局務会議の審議を経て採択されたので、ここに公布する。2017 年 4 月 1 日から施行する。

局長：申長雨

2017 年 2 月 28 日

「専利審査指南」の改正に関する国家知識産権局の決定

国家知識産権局は「専利審査指南」に対し以下の改正をすることを決定した。

一、第二部分第一章第 4.2 節の改正

「専利審査指南」第二部分第一章第 4.2 節第 (2) 号の後に、新段落として下記の内容を追加する。

「【例えば】

ビジネスモデルに係る請求項には、ビジネス規則と方法の内容以外に、技術特徴も含む場合、専利法 25 条に基づいた上で、その専利権を取得する可能性を排除してはならない。」

本節の他の内容については改正はない。

二、第二部分第九章第 2 節の改正

「専利審査指南」第二部分第九章第 2 節第 (1) 号第 1 段落の「媒体（例えば磁気テープ、ディスク、オプティカルディスク、光磁気ディスク、ROM、PROM、VCD、DVD 或い

はその他コンピュータ読み取り可能な媒体) だけに記憶されるコンピュータプログラム」を、「媒体 (例えば磁気テープ、ディスク、オプティカルディスク、光磁気ディスク、ROM、PROM、VCD、DVD 或いはその他コンピュータ読み取り可能な媒体) だけに記憶されるコンピュータプログラム自体」に改正する。

「専利審査指南」第二部分第九章第2節第(1)号第3段落第1句の「記憶されたプログラムだけにより限定されるコンピュータ読み取り可能な記憶媒体」を、「記憶されたプログラム自体だけにより限定されるコンピュータ読み取り可能な記憶媒体」に改正する。

本節の他の内容については改正はない。

### 三、第二部分第九章第3節の改正

「専利審査指南」第二部分第九章第3節第(3)号の例9を削除する。

### 四、第二部分第九章第5.2節の改正

「専利審査指南」第二部分第九章第5.2節第1段落第1句の「当該方法を実現させる装置である」を「当該方法を実現させる装置等の」に改正する。

「専利審査指南」第二部分第九章第5.2節第1段落第3句の「当該コンピュータプログラムの各機能がどの構成部で如何に果たされるかについて詳細に記述しなければならない」を、「前記構成部には、ハードウェア以外に、プログラムも含むことができる」に改正する。

「専利審査指南」第二部分第九章第5.2節第2段落の全ての「機能モジュール」を、「プログラムモジュール」に改正する。

本節の他の内容については改正はない。

### 五、第二部分第十章第3節の改正

「専利審査指南」第二部分第十章第3節に第3.5節を新規追加し、第3.4節第(2)号を第3.5節に移動させ、改正を加える。第3.5節の内容は以下のとおり。

#### 「3.5 補足提出の実験データについて

説明書で十分に公開されているか否かを判断する場合は、元説明書及び特許請求の範囲に記載された内容を基準とする。

出願日以降に補足提出された実験データについて、審査官は審査をしなければならない。補足提出された実験データにより証明される技術効果は、当業者が専利出願の開示内容から得られるものでなければならない。」

本節の他の内容については改正はない。

#### 六、第四部分第三章第 4.2 節の改正

「専利審査指南」第四部分第三章第 4.2 節第 2 号 (i) を以下のように改正する。

「(i) 専利権者が削除以外の方法で補正した請求項について、専利復審委員会が指定した期限までに補正内容について無効宣告理由を追加し、かつ当該期限までに、追加した無効宣告理由について具体的に説明した場合。」

本節の他の内容については改正はない。

#### 七、第四部分第三章第 4.3.1 節の改正

「専利審査指南」第四部分第三章第 4.3.1 節第 (2) 号 (i) の「併合する方法で補正した請求項又は」を削除する。

本節の他の内容については改正はない。

#### 八、第四部分第三章第 4.6.2 節の改正

「専利審査指南」第四部分第三章第 4.6.2 節第 1 段落を以下の内容に改正する。

「前記の補正原則の下で、特許請求の範囲に対する補正の具体的な方式は一般的に、請求項の削除、技術案の削除、請求項の更なる限定、明らかなミス of 補正に限る。」

「専利審査指南」第四部分第三章第 4.6.2 節第 3 段落を削除し、第 4 段落を第 3 段落とし、次の内容を第 4 段落として追加する。

「請求項の更なる限定とは、請求項にその他の請求項に記載する一つ又は複数の技術特徴を補正することで、保護範囲を縮小することを言う。」

本節の他の内容については改正はない。

#### 九、第四部分第三章第 4.6.3 節の改正

「専利審査指南」第四部分第三章第 4.6.3 節第 2 段落の「併合の方式によって特許請求の範囲を補正する」を、「削除以外の方式によって特許請求の範囲を補正する」に改正する。

本節の他の内容については改正はない。

#### 十、第五部分第四章第 5.2 節の改正

「専利審査指南」第五部分第四章第 5.2 節第 (2) 号を下記の内容に改正する。

「(2) 公開済みで、まだ専利権の査定公告が成されていない発明専利出願の包袋については、出願書類、出願と直接関連している手続上の書類、公開書類、方式審査手続において出願人に発行した通知書と決定書、通知書に対する出願人の回答意見の正文及び実体審査において出願人に発行した通知書、調査報告と決定書を含め、当該専利出願包袋における関連内容を閲覧、複製してよい。」

「専利審査指南」第五部分第四章第 5.2 節第 (3) 号を下記の内容に改正する。

「(3) 専利権の査定公告が成された専利出願の包袋について閲覧、複製できる内容には、出願書類、優先権書類、出願と直接関連している手続上の書類、発明専利出願単行本、発明専利・実用新案専利・意匠専利の単行本、専利登記簿、専利権評価報告、及び結審されている各審査手続（方式審査、実体審査、復審と無効宣告などを含む）において専利局、専利復審委員会が、出願人又は関連当事者に発行した通知書、調査報告と決定書や、出願人或いは関連当事者の通知書に対する回答意見が含まれる。」

「専利審査指南」第五部分第四章第 5.2 節第 (5) 号を削除する。

本節の他の内容については改正はない。

#### 十一、第五部分第七章第 7.4.2 節の改正

「専利審査指南」第五部分第七章第 7.4.2 節を以下のように改正する。

「7.4.2 財産保全の執行協力による中止の期限

人民法院が専利局に財産保全の執行協力を要請したことにより、中止手続を執行している場合、民事裁定書及び執行協力通知書に記載する財産保全期限に従って関係手続を中止する。

人民法院が財産保全措置の継続を要求する場合に、中止期限の満了前に保全の継続に関する執行協力通知書を専利局に送付しなければならない。審査した結果、本章 7.3.2.1 節の規定に合致した場合には、中止期限は更新される。」

## 十二、第五部分第七章第 7.4.3 節の改正

「専利審査指南」第五部分第七章第 7.4.3 節の「又は人民法院の財産保全の執行協力要請による中止」を削除する。

本節の他の内容については改正はない。

## 十三、第五部分第七章第 7.5.2 節の改正

「専利審査指南」第五部分第七章第 7.5.2 節の「中止期間は 6 ヶ月とする」を「中止期間は民事裁定書及び執行補助通知書に明記された財産保全期間とする」に改正する。

本節の他の内容については改正はない。

本決定は 2017 年 4 月 1 日より施行する。

出所：

2017 年 3 月 2 日付け中華人民共和国国家知識産権局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

[http://www.sipo.gov.cn/zwgg/jl/201703/t20170302\\_1308618.html](http://www.sipo.gov.cn/zwgg/jl/201703/t20170302_1308618.html)

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。